

令和8年2月定例教育委員会次第

日時： 令和8年2月16日（月）
午前10時～午前11時30分
場所： 犬山市役所2階203会議室

1. 開会

2. 教育長報告 (前回会議録の承認)

3. 付議事件の審議

- | | | |
|--------|--------------------------------|----------|
| 第36号議案 | 令和8年度定期人事異動内申について | 学校教育課 |
| 第37号議案 | 犬山市指定有形文化財の指定について | 歴史まちづくり課 |
| 第38号議案 | 犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会規則の一部改正について | 学校教育課 |
| 第39号議案 | 犬山市学校運営協議会規則の一部改正について | 学校教育課 |

4. 通信及び請願

5. 協議・連絡

- | | | | |
|-----|-----------------------------|--------|------|
| (1) | (仮称) 犬山市こども権利条例策定について | 子育て支援課 | No.1 |
| (2) | 後援名義使用承認に関する報告 | 文化推進課 | No.2 |
| (3) | 3月・4月行事予定表について | 学校教育課 | No.3 |
| (4) | 令和7年度要保護及び準要保護等児童・生徒の認定について | 学校教育課 | No.4 |
| (5) | 令和8年度年間計画について | 学校教育課 | No.5 |
| (6) | 「犬山の教育施策2026 学びの学校づくり」について | 学校教育課 | No.6 |
| (7) | 議会の議決を経るべき事件について | 教育部 | No.7 |
| (8) | いじめ防止に向けて | 学校教育課 | No.8 |

6. 自由討議

7. その他

8. 閉会

犬山市教育委員会第36号議案

令和8年度教職員定期人事異動内申（案）について

令和8年度犬山市教職員定期人事異動内申（案）は、別紙の通りです。

令和8年2月16日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝

誠

（説 明）

この案を提出するのは、丹葉地方教育事務協議会の令和8年度教職員定期人事異動方針を踏まえて、犬山市教職員定期人事異動内申（案）の承認をしていただく必要があるからです。

令和8年2月定例教育委員会

令和8年度定期人事異動内申（案）について

※ 令和8年度 定期人事異動について

○ 令和7年度退職者について

- ① 定年退職者 0名
- ② 勸奨退職者 1名 教頭 1名
- ③ 自己都合退職者 9名 校長 1名 教頭 0名 教諭 6名
養護教諭 2名

④ 免職者 0名

○ 令和8年度新規採用者等について

- ① 新任校長 3名
- ② 新任教頭 3名
- ③ 新規採用 7名

○ 令和8年度（市内での異動と他市町からの転入）

- ① 校長 2名
- ② 教頭 3名
- ③ 教諭 35名
 - 小学校 教諭 26名
 - 中学校 教諭 9名
- ④ 養護教諭 3名
- ⑤ 事務職員 0名
- ⑥ 栄養教諭・学校栄養職員 0名
- ⑦ 再任用 1名

犬山市教育委員会第37号議案

犬山市指定有形文化財の指定について

犬山市文化財保護条例第4条第1項の規定により、下記の文化財を犬山市指定有形文化財に指定するものとする。

記

種別	名称	員数	所在地	所有者
建造物	大縣神社拝殿 附 棟札	一棟 附二枚	犬山市字宮山3	宗教法人大縣神社

令和8年2月16日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市指定有形文化財の指定をする必要があるからである。

指定物件の概要

おおあがたじんじやはいでん
大縣神社拝殿

つけたり 棟札 二枚

<概要>

種別 有形文化財（建造物）
名称 大縣神社拝殿
員数 拝殿（一棟） 附 棟札（二枚）
時代 明和5年（1768）
附指定 拝殿棟札（二枚） 明和5年（1768）
所在地 愛知県犬山市字宮山3番地
所有者 宗教法人 大縣神社（代表役員 日比野 健）
概要

大縣神社は犬山市域の南部、本宮山の西麓に位置する。古来より、尾張二宮として尊崇される。永正元年（1504）に火災に遭い、神宝や旧記が焼失したが、すぐに本殿などの再建が行われたとされる。さらに万治2年（1659）に再び被災し、寛文元年（1661）には尾張藩二代藩主・徳川光友により再興がなされた。本殿は寛文元年の再建、祭文殿や東西回廊も寛文元年頃に再建され、これらは国の重要文化財となっている。

拝殿は、棟札によって明和4年（1767）に「新始」、同5年（1768）に上棟されたことがわかる。同じく棟札により、願主頭取は羽黒新田住の大塚忠左衛門と小嶋甚蔵、神主は重松主税尾張宿祢秀豊、作事頭取は在藤左五八と元松平大夫で、工匠は熱田御修理大工の長尾作左衛門・代吉と同所葺師棟梁の森伊三良・弥右衛門であったことがわかる。

拝殿は桁行五間（10.84m）、梁間三間（8.54m）の切妻造で、檜皮葺の屋根となっており、本殿・祭文殿の前に南を正面として建つ。若干の改造はあるものの建立時の姿をよく残している。

大縣神社は尾張の主要な神社である熱田神宮（名古屋市）、真清田神社（一宮市）、尾張大国霊神社（稲沢市）、津島神社（津島市）と共に「尾張造」と呼ばれる特徴的な社殿の配置形式を有する神社で、拝殿は尾張造の拝殿の特徴と社殿構成を示す遺構として貴重である。

これらのことから、大縣神社拝殿は、尾張地方に残る近世の神社建築として歴史的にも学術的にも高い価値を有するものである。

その他 本件の指定により、犬山市指定文化財の件数は計38件となる。
犬山市指定文化財の新指定は、平成21年5月の「小牧・長久手合戦図」以来で、建造物を市指定有形文化財に指定するのは本件が初めて。

¹ 附指定：文化財指定の際に、文化財本体に関連する物品や資料等を指定文化財と一体をなすものとして指定すること。

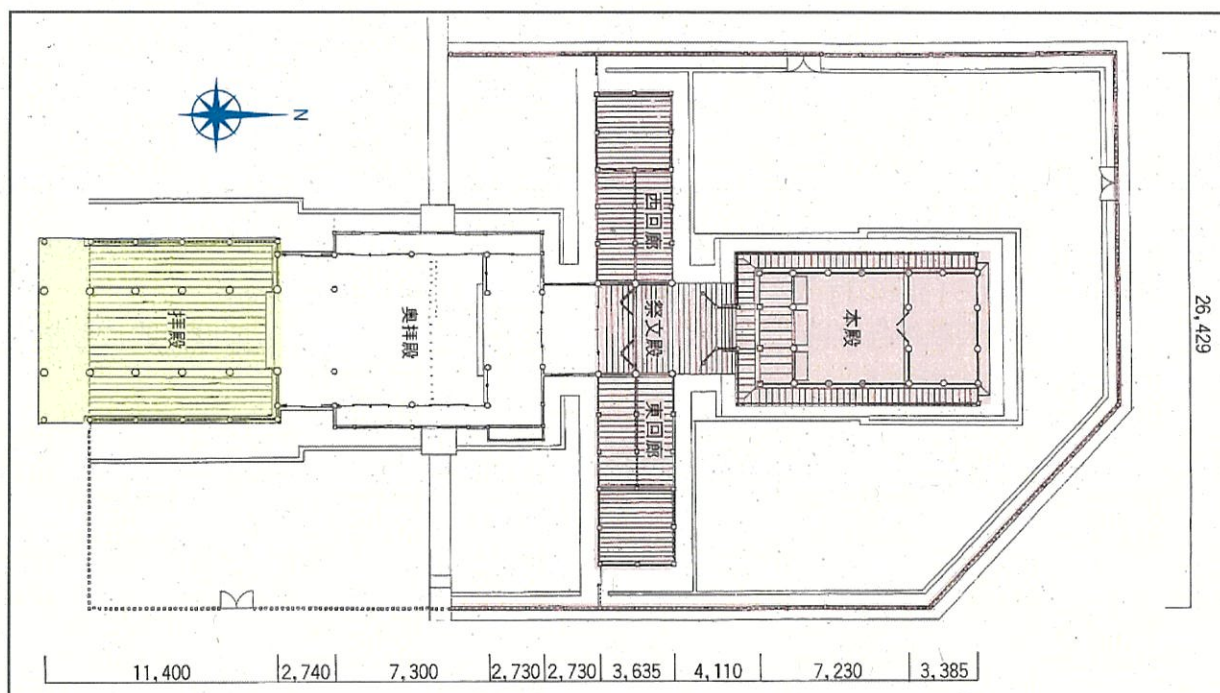
² 新始：大工が新たな建築にとりかかったはじめる日に行なう儀式のこと。

³ 尾張造：一般に蕃塀（ばんべい）、拝殿、祭文殿、渡殿（わたどの）、本殿を南北中軸線に縦一列に配置する、尾張地方固有の社殿の配置形式のこと。

指定物件の概要



大縣神社拝殿正面（岩田敏也撮影）

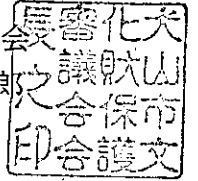


大縣神社社殿配置図（『愛知県史別編文化財Ⅰ建造物・史跡』より転載、一部加工）

令和8年1月15日

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠 殿

犬山市文化財保護審議会
会長 赤塚 次郎



「大縣神社拝殿」の犬山市有形文化財（建造物）指定について（答申）

令和7年9月1日付けで諮問のあったこのことについては、諮問どおりに指定することを適当と認めます。

指定理由書

種別	有形文化財（建造物）
名称	<small>おおあがたじんじやはいでん</small> 大縣神社拝殿
員数	拝殿（一棟） 附 棟札（二枚）
時代	拝殿 明和5年（1768） 附 拝殿棟札（二枚） 明和5年（1768）
所在地	愛知県犬山市字宮山3番地
所有者	宗教法人 大縣神社 （代表役員 日比野 健）
住所	愛知県犬山市字宮山3番地
指定理由	

大縣神社は本宮山の西麓に鎮座し、垂仁天皇の代の創祀という。古来、尾張二之宮として尊崇され、祭神には尾張開拓の祖神・大縣大神を祀る。『延喜式神名帳』には「丹羽郡大縣神社」とあり、『尾張国内神名帳』には「正一位大縣大明神」とある。

永正元年（1504）に罹災し、神宝・旧記などを悉く焼失したとされ、本殿などは間もなく再興されたが、万治2年（1659）に再び被災し、寛文元年（1661）に尾張藩二代藩主・徳川光友によって再興がなされた。本殿は寛文元年の再建、さいもんてん祭文殿及び東西回廊も寛文元年頃の再建で共に国指定重要文化財、明治12年（1879）建造のすきべい透塀も附指定文化財となっており、棟札（13枚）と古図（1枚）も附指定である。

拝殿は棟札によって明和四年（1767）銚始、明和5年（1768）上棟であることが知られ、願主頭取は羽黒新田住・大塚忠左衛門と小嶋甚蔵、神主は重松主税尾張宿祢秀豊、作事頭取は在藤左五八と元松平大夫で、工匠は熱田御修理大工の長尾作左衛門・同代吉と同所葺師棟梁の森伊三良・弥右衛門であったことが知られる。

桁行五間（10.84m）、梁間三間（8.54m）、まりづまづくり ひわだぶき つまいり切妻造、檜皮葺、妻入の拝殿で、本殿・祭文殿の前方に南を正面にして建つ。梁行の中央一間通りをもや身舎とし、両脇の各一間通りをひまし庇とする構成をとり、拝殿内部は現在全面を切り石敷きの土間としている。柱は全てちまき粽のない円柱で礎石上に立つ。軒は二軒疎垂木で木舞はなく、妻飾りは袖切と欠眉を施した和様のつまこりょう妻虹梁上にさす扱首を組み、扱首上にだいとさねひじき大斗実肘木を置いて棟木を受ける。屋根にははこむね箱棟を載せ、端部にひれ鰭付きの鬼板を置き、破風のかがらげぎよ拝みには蕪懸魚を吊る。

身舎・庇とも柱上にふなひじき舟肘木を置き、その上に直接のきげた軒桁と母屋を載せる。庇柱と身舎柱との間につまこりょう繫虹梁を架け、両側面の前端間を除く各柱間と背面の柱間にはしなげし地長押を柱の内外に通し、正背面の両脇間から側面全間にかけてはうちのりなげし内法長押とまくさ楣を廻らす。内法長押は正背面の身舎柱でまくらさば枕捌きに納められ、内法上には横板の小壁が設けられる。また、身舎柱間では繫虹梁のすぐ下に桁行の内法長押と楣を通し、長押を両妻側で枕捌きに納めて内法上に縦板の小壁

を設ける。さらに正背面の身舎柱間には繫虹梁のすぐ上に梁行の^{だいわ}台輪長押と楣が通される。

前端間を除く側面の^{がわばしら}側柱間には腰貫を通して地長押との間を横板壁とし、現在は腰貫上に敷居を入れて楣との間にガラス入り格子窓を設けている。背面柱間では地長押上に地貫を通して、両脇間には腰貫を入れて両端の隅柱から 570 mm 内側へ入った位置に奥拝殿の取合いを構成する^{くだばしら}管柱を挿入している。管柱と隅柱との間は横板壁とされ、管柱より内側には腰貫の上下に嵌め殺しのガラス入り格子を入れている。背面中央間は両脇間の内法長押のすぐ上に新たな長押と楣を通し、この長押と台輪長押の間には漆喰小壁を新たに設け、地貫と楣間は開放して新造された奥拝殿の取合い部分に接続される。

正面の各柱間と側面前端間には現在、地長押は無く内法長押及び台輪長押の下方を開放し、拝殿南端の間通りを吹き放しの拝所としている。身舎柱上には実肘木付き^{でみつど}出三斗を載せ、^{なかぞなえ}中備に大斗実肘木を載せた^{ぼもづか}撥束を配して妻虹梁を受ける。正面から一間北側の柱筋では正面と同様に両脇柱間に内法長押と楣を通して内法長押と繫虹梁間に横板の小壁を設け、中央間には台輪長押と楣を通して長押上の中央に実肘木付きの撥束を載せる。長押の下方は開放されるが、現在は各柱間に結界柵を立ててこれより奥への入室を制限している。

天井は身舎部分を^{こくみ}小組入り格天井とし、^{ごうま}格間六ヶ所が現在照明に改造されている。庇部分は^{けしやうさねうら}化粧屋根裏とし、現在は各間の繫虹梁間に木製の水平筋交が挿入されて耐震補強がなされている。

中古の改造に関しては、正面一間通りの吹き放し拝所が最も顕著な改造箇所であり、両側面南端と正面両脇の各柱間では腰貫が入っていた跡が埋木されており、正面の柱の根元には銅板が巻かれて地長押と地貫の痕跡が隠されている。また、正面から一間北側の柱筋にある内法長押と台輪長押、小壁は後世に付加されたもので、当初はこれより奥と一連の空間であった。これらの改造の際に地長押と天端揃いで張られていた低い板床も撤去され、石敷きの拝所にされたと考えられる。拝所より奥の身舎柱にも根元に地覆と板床の痕跡を隠す銅板が巻かれており、もとは低い床板が全面に張られた板間であった。現在の切り石敷き土間に改造されたのは平成 2 年（1990）の修理工事によるもので、それまでは南端の間のみが土間に改造されていた。また、正面から二間北側の柱筋には両脇間に腰貫と腰壁が設けられていた跡が埋木されて残っている。中央間には長押と楣、板壁の痕跡もあり、ある時期までここに間仕切りが設けられて拝殿を前後二室に区画していたことも分かるが、これも当初の姿とは考え難い。側面の腰壁とガラス窓、背面両脇間の管柱及び板壁、ガラス入り格子も後補で、背面の柱間装置は奥拝殿を増築した際に付加されたものと考えられる。庇部分に入れられた水平筋交による補強は平成 20 年（2008）に行われたもので、この時に照明なども整備されて

いる。

大縣神社は尾張の主要な神社である熱田神宮¹（名古屋市・三之宮）、真清田神社²（一宮市・一之宮）、尾張大国霊神社³（稲沢市）、津島神社（津島市）と共に「尾張造^{おわりづくり}」と呼ばれる社殿形式をもつ神社で、本殿の前方に祭文殿及び回廊を配し、その前に切妻造・妻入の拝殿を置き、さらにその前方に蕃塀^{ばんべい}と門を置く社殿配置が特徴である¹。「尾張造」は上記の五社に限らず、尾張地方の一般の神社にも広く普及しており、各所でこの形式の神社を見ることが出来る。また、津島神社と大国霊神社には近世に建造された拝殿⁵が残っており、大縣神社の拝殿との多くの共通点が指摘できる。

大縣神社拝殿は棟札によって建立年次や造営に関わった工匠などが明らかであり、若干の改造はあるものの建立時の姿をよく残している。本殿と祭文殿及び東西回廊の前方に建つ切妻造・妻入の奥行の深い拝殿で、尾張造の拝殿の特徴と社殿構成を示す遺構として貴重である。津島神社拝殿（県指定文化財）と尾張大国霊神社拝殿（国重要文化財）にも比肩する拝殿であり、尾張地方に残る近世の神社建築として歴史的にも学術的にも高い価値を有するものであると言える。犬山市の文化財に指定して永く保存されるべきものである。また、拝殿新造営の棟札二枚も歴史史料として価値が高く、合わせて保存されるべきである。

参考文献

- 『愛知県の近世社寺建築——近世社寺建築緊急調査報告書——』愛知県教育委員会 1980年
『愛知県史 別編 文化財Ⅰ 建造物・史跡』愛知県史編さん委員会 2006年

¹ 熱田神宮は明治26年(1893)に伊勢神宮の社殿に倣った形式に変更され、旧規のまま残っていた社殿も戦災で焼失し、戦後に復興された。

² 真清田神社も戦災で全焼し、旧規に準じはしたものの全く新しい社殿に建て替わっている。

³ 大国霊神社には拝殿と楼門が残っているが、本殿・釣殿・祭文殿及び回廊は昭和14年(1939)に新造されている。

⁴ 大縣神社の場合、『二宮大縣宮之絵図』(寛文元年(1661))では、拝殿の前方(南側)に「勅使殿」を配置する計画となっている。近世の地誌類では、「神楽殿」または「舞殿」と呼ばれる建物が配置されていたことがわかる。現在、拝殿の前方には近代に建立された石製の蕃塀が配置されている。また、門(現存せず)については、敷地の関係で、西側に配置する計画であったことが絵図からわかる。

⁵ 津島神社拝殿は慶安2年(1649)の建立で、愛知県指定文化財になっている。尾張大国霊神社拝殿は江戸前期(17世紀中期頃)の建造で、国指定重要文化財になっている。



1 大縣神社拝殿 正面（南面）全景



2 大縣神社拝殿 正側面（南・西面）全景



3 大縣神社拝殿 南妻面及び屋根東面



4 大縣神社拝殿 正面中央間



5 大縣神社拝殿 側面（西面）



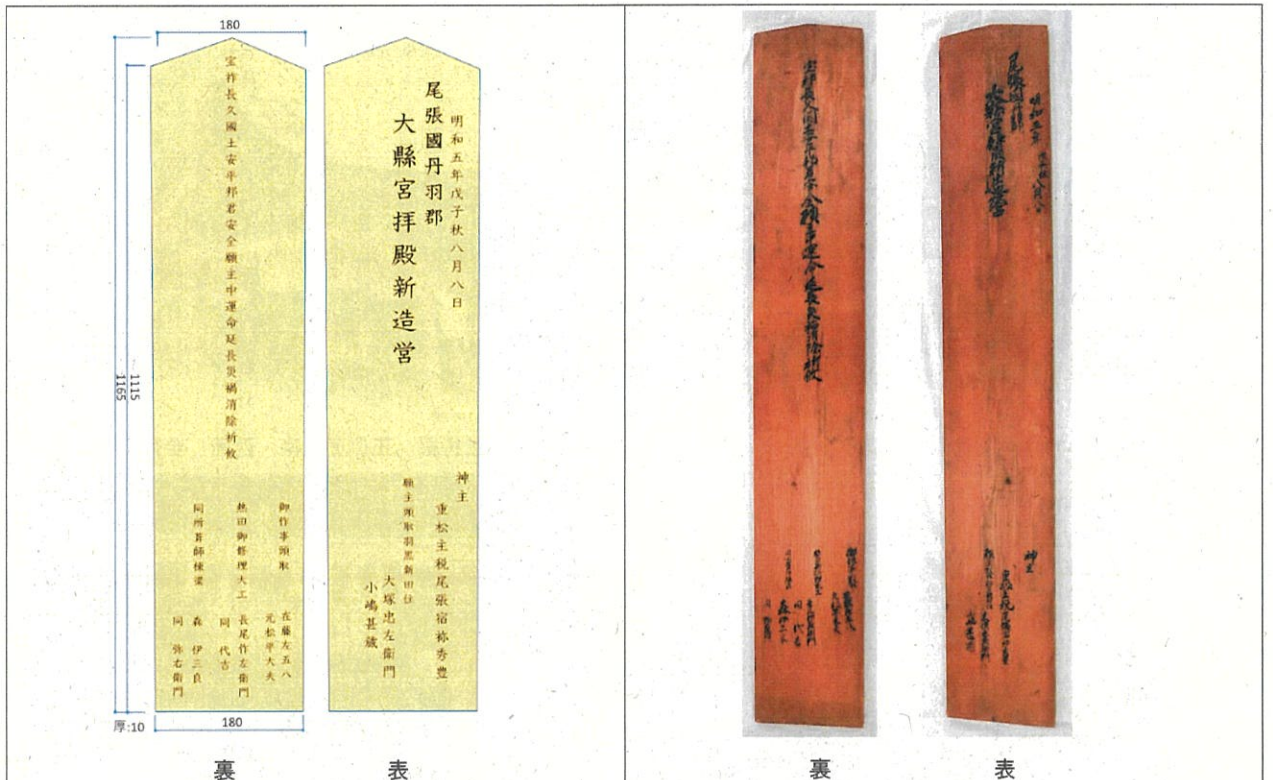
6 大縣神社拝殿 正面一間通り（東から見る）



7 大縣神社拝殿 内部（身舎：南から北を見る）

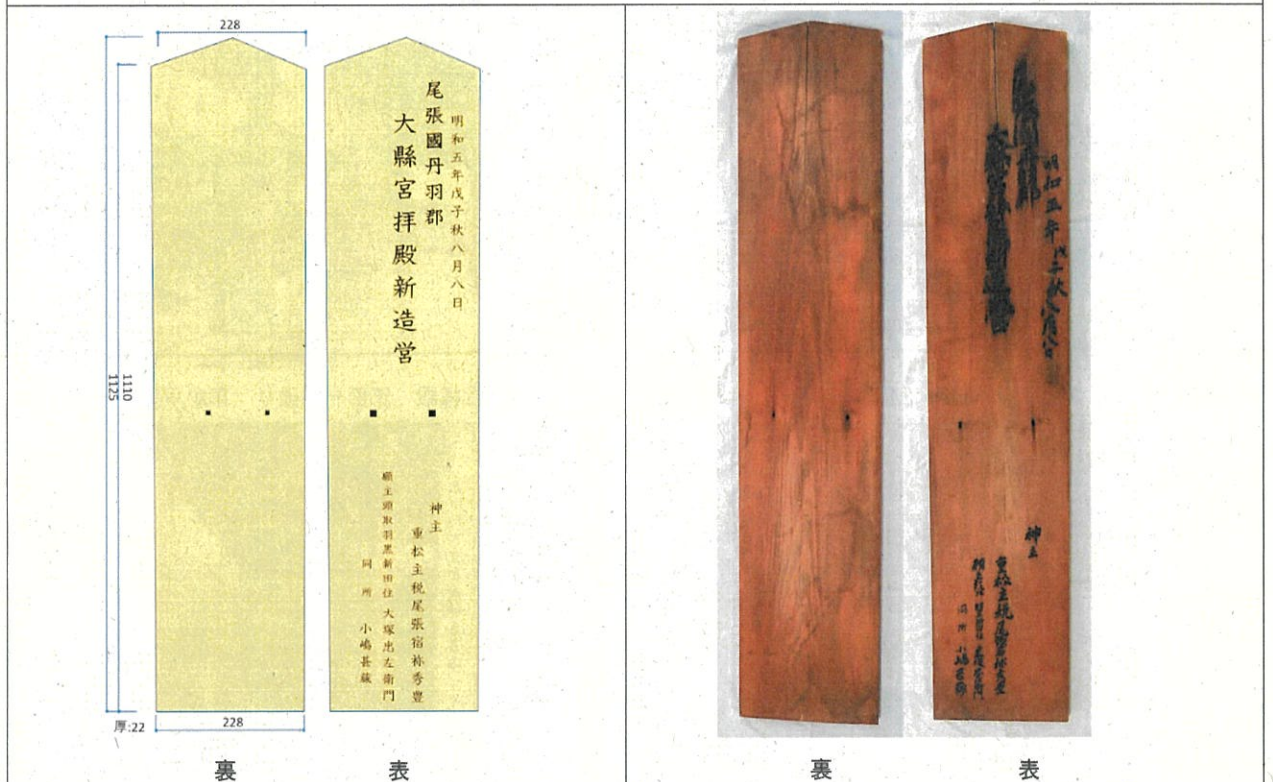


8 大縣神社拝殿 内部（東庇：南から北を見る）



棟札 1 「大縣宮拝殿新造営」(明和五年の記がある 裏面に願文・工匠名あり)

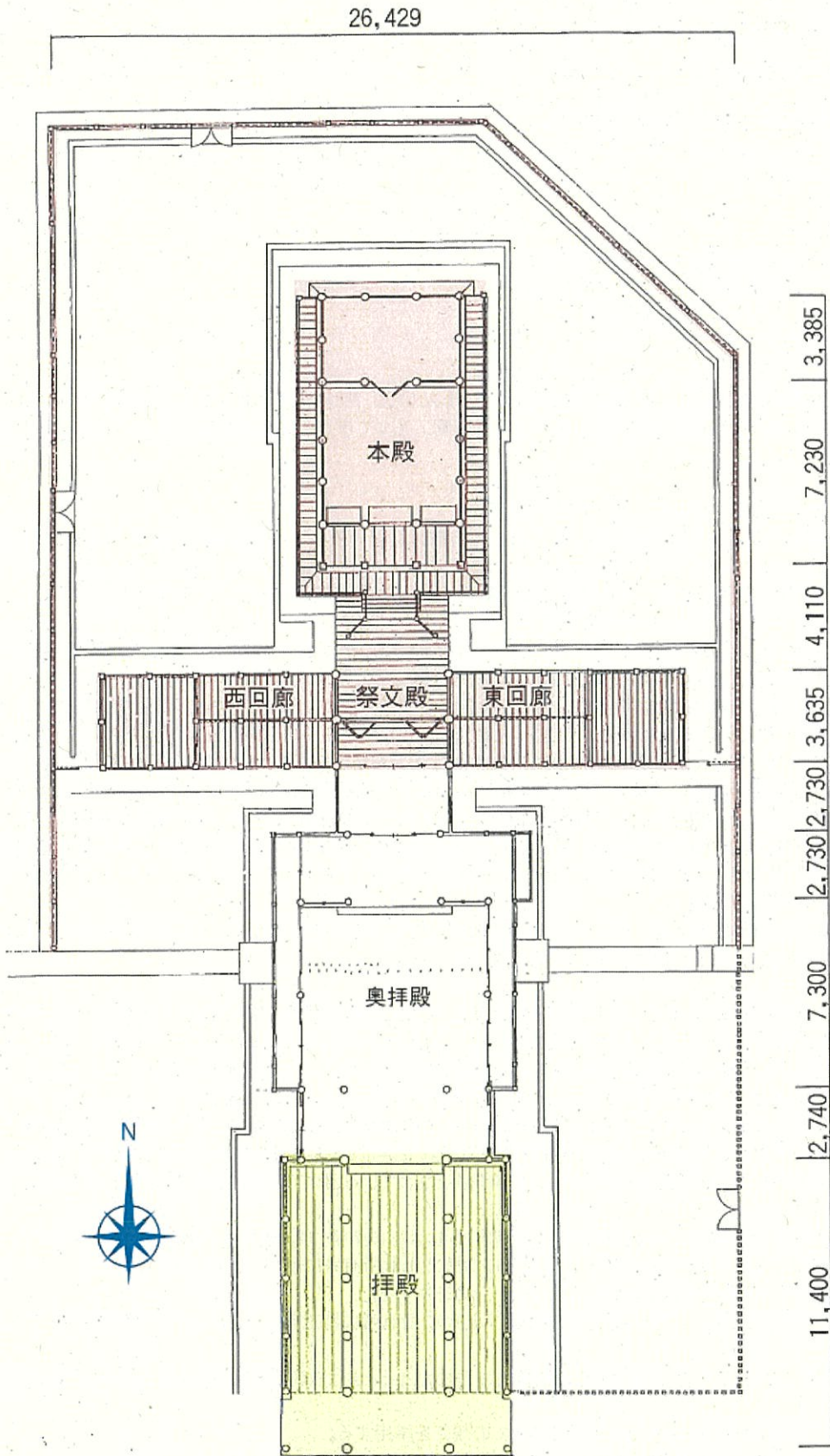
全高:1165 肩高:1115 上幅:180 下幅:180 厚:10 mm



棟札 2 「大縣宮拝殿新造営」(明和五年の記がある 裏面記載なし 釘穴あり)

全高:1125 肩高:1110 上幅:228 下幅:228 厚:22 mm

※写真は全て岩田敏也撮影



大縣神社社殿配置図 (『愛知県史 別編 文化財 I 建造物・史跡』より転載、一部加工)

犬山市教育委員会第38号議案

犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会規則の一部改正について

犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。

令和8年2月16日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、読み替え規定を修正するのに、規則の一部を改正するため必要があるからである。

犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会規則の一部を改正する規則

犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会規則（平成29年教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

本則中「第2条中「犬山市」とあるのは「犬山市教育委員会」と、同規則第3条第2項及び第4条」を「第3条第2項中「市長」とあるのは「犬山市教育委員会（以下「教育委員会」という。））」と、同規則第4条及び第6条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

○犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会規則の一部改正のための新旧対照表

新(改正後)	旧(改正前)
<p>犬山市附属機関設置条例(平成28年条例第36号)第2条の規定により教育委員会が設置する犬山市プロポーザル審査委員会の運営等については、犬山市プロポーザル審査委員会規則(平成29年規則第4号)の規定を準用する。この場合において、同規則第3条第2項中「市長」とあるのは「<u>犬山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)</u>」と、同規則第4条及び第6条第1項中「市長」とあるのは「<u>教育委員会</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>犬山市附属機関設置条例(平成28年条例第36号)第2条の規定により教育委員会が設置する犬山市プロポーザル審査委員会の運営等については、犬山市プロポーザル審査委員会規則(平成29年規則第4号)の規定を準用する。この場合において、同規則第2条中「<u>犬山市</u>」とあるのは「<u>犬山市教育委員会</u>」と、同規則第3条第2項及び第4条中「<u>市長</u>」とあるのは「<u>教育委員会</u>」と読み替えるものとする。</p>

○犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会規則による犬山市プロポーザル審査委員会規則の読替対照表

読替後	読替前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「プロポーザル方式」とは、<u>犬山市</u>が締結する契約でその性質又は目的が価格のみによる競争入札に適さないと認められるもの(以下「<u>実施事業</u>」という。)について、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な者を選定するため、一定の条件を満たす者から企画技術提案書の提出を受け、当該実施事業の履行に最も適した事業者を受注候補者(以下単に「<u>候補者</u>」という。)として選定する方式をいう。</p> <p>(設置の単位)</p> <p>第3条 委員会は、プロポーザル方式により候補者の選定を行う実施事業ごとに設置する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>犬山市教育委員会</u>(以下「<u>教育委員会</u>」という。)が必要と認める場合は、複数の実施事業を一括して1の委員会で処理することができる。</p> <p>(委員)</p> <p>第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、<u>教育委員会</u>が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 実施事業に関し専門知識又は資格を有する者</p> <p>(3) その他<u>教育委員会</u>が適当と認める者</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 委員会の会議(以下単に「<u>会議</u>」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、委員会の招集は<u>教育委員会</u>が行う。</p> <p>2 委員長は、会議の議長となる。</p> <p>3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「プロポーザル方式」とは、<u>犬山市</u>が締結する契約でその性質又は目的が価格のみによる競争入札に適さないと認められるもの(以下「<u>実施事業</u>」という。)について、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な者を選定するため、一定の条件を満たす者から企画技術提案書の提出を受け、当該実施事業の履行に最も適した事業者を受注候補者(以下単に「<u>候補者</u>」という。)として選定する方式をいう。</p> <p>(設置の単位)</p> <p>第3条 委員会は、プロポーザル方式により候補者の選定を行う実施事業ごとに設置する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>市長</u>が必要と認める場合は、複数の実施事業を一括して1の委員会で処理することができる。</p> <p>(委員)</p> <p>第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、<u>市長</u>が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 実施事業に関し専門知識又は資格を有する者</p> <p>(3) その他<u>市長</u>が適当と認める者</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 委員会の会議(以下単に「<u>会議</u>」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、委員会の招集は<u>市長</u>が行う。</p> <p>2 委員長は、会議の議長となる。</p> <p>3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>

犬山市教育委員会第39号議案

犬山市学校運営協議会規則の一部改正について

犬山市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。

令和8年2月16日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第62号）の改正に伴い、規則の一部を改正するため必要があるからである。

犬山市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

犬山市学校運営協議会規則（令和6年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

○犬山市学校運営協議会規則の一部改正のための新旧対照表

新 (改正後)	旧 (改正前)
<p>(学校運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(学校運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p>